

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	21	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>法人の支出した交際費等は、原則損金不算入とされているが、中小企業（資本金1億円以下の法人）については、定額控除限度額（800万円）までの損金算入を認める措置。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>交際費課税の特例の延長が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第61条の4において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号		
減収見込額	[初年度] [改正増減収額]	－（▲144,001）	[平年度] －
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>中小企業は我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。こうした中小企業の営業活動の促進を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>一般的に、中小企業は新規顧客の開拓や販売促進手段が限られている。そのため、交際費を活用することによって、取引の拡大や事業活動の円滑化を図っており、中小企業にとって交際費は不可欠な販売促進手段となっている。</p> <p>また、中小企業の交際費支出は、飲食店での消費や贈答品の購入等が多いことから、飲食業や小売業等の需要喚起にも資するものである。</p> <p>そのため、本措置を延長し、地域活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化を支援するとともに、地域の中小企業も含めて景気回復の恩恵を行き渡らせることが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	－		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化																									
	政策の達成目標	本措置は、中小企業の経済活動の活性化を支援することを目的としており、地域の中小企業も含めて景気回復の恩恵が行き渡ることを確認するため、中小企業の業況判断DI（中小企業景況調査）の数値等を参考にする。																									
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	2年（平成30年3月31日まで）																									
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。																									
政策目標の達成状況	<p>我が国経済は緩やかな回復基調が続いているものの、円安による輸入価格の上昇等により、中小企業の業況判断DIは▲18.7（平成27年4～6月）となっている。</p> <table border="1"> <caption>中小企業の業況判断DI推移 (前期比・季調済) (%)</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>第1四半期</th> <th>第2四半期</th> <th>第3四半期</th> <th>第4四半期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年</td> <td>25</td> <td>22</td> <td>24</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>18</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>平成26年</td> <td>12.4</td> <td>23.4</td> <td>18</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>18.7</td> <td>18.7</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 中小企業庁「第140回中小企業景況調査」</p>		年次	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	平成24年	25	22	24	24	平成25年	18	17	17	13	平成26年	12.4	23.4	18	18	平成27年	18.7	18.7		
年次	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期																							
平成24年	25	22	24	24																							
平成25年	18	17	17	13																							
平成26年	12.4	23.4	18	18																							
平成27年	18.7	18.7																									
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>本措置は資本金1億円以下の中小企業の9割以上に広く利用されている措置。交際費支出は中小企業の事業活動に必要不可欠であり、引き続き多くの中小企業の利用が見込まれる。</p> <p>○交際費等支出法人数及び損金算入額の見込み(中小法人のみ)</p> <p>平成28年度 2,393,890社 2,152,756百万円</p> <p>平成29年度 2,437,938社 2,234,130百万円</p>																									
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	交際費は取引先との関係維持、新規顧客の開拓等に必要不可欠な費用であり、本費用にかかる税制措置で営業活動を支援することは手段として有効である。																									
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																									
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																									

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>企業会計上、交際費は費用として処理されるものであるが、法人税においては租税特別措置により、原則として法人の支出した交際費の全額を損金に算入することを認めていない。これは法人の無駄な支出（冗費）を抑制し、内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置されているものと考えられる。</p> <p>しかしながら、中小企業については、大企業と比較すると新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られていることから、販売促進等の手段として交際費を支出することが事業活動において必要不可欠なものと考えられる。このような観点から、従来から中小企業については、一定の範囲で交際費の損金算入が認められてきたものである。</p> <p>中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在であることから、本措置の適用期限を延長することで、中小企業の営業活動を促進し、中小企業の経済活動の活性化を支援することは妥当である。</p>
ページ	21—3	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>○過去5年間の損金算入額の推移（括弧内は資本金階級） 平成21年度 1,808,468百万円（資本金1億円以下） 平成22年度 1,760,028百万円（ 同上 ） 平成23年度 1,726,708百万円（ 同上 ） 平成24年度 1,746,166百万円（ 同上 ） 平成25年度 1,925,990百万円（ 同上 ） （出典）「会社標本調査」（損金算入限度額）</p>																									
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>																									
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>中小企業庁委託調査では、交際費の必要性について「取引先との良好な関係維持のため必要不可欠」という回答が75.1%、取引拡大や新規顧客を開拓・確保するために必要不可欠」という回答が40.2%となっており、交際費の支出が中小法人の事業活動にとって必要不可欠であるということが把握できる。</p> <p>また、同調査を利用した分析では、本特例が無かった場合全体で16.5%（※1）交際費が減少するという結果が出ており、また、交際費支出額が1%減少した場合、売上高は0.17%減少する関係（※2）となっていることから、本特例が無くなった場合、売上高は2.8%減少すると推計される。よって、本特例が無くなった場合、平成25年度の資本金1億円以下法人の営業収入合計額（約626兆円）のうち、18兆円程度中小企業の営業収入が下がることとなる。</p> <p>これらから、中小法人にとって必要不可欠な営業経費である交際費について、税制上の優遇を施す本措置は中小企業の経営安定、事業の活性化に寄与しており、手段として有効である。</p> <p>（※1）アンケートにおける資本金階級別の交際費減少率を、「会社標本調査」（国税庁）の資本金階級割合に補正し、全体の減少率を算出。</p> <p>（※2）中小企業庁委託調査における回答企業のデータから重回帰分析。 $LN(売上高) = 3.01 * +0.17LN(交際費支出額) + 0.2LN(資本金) + 0.56LN(従業員数) + 0.05D(建設業) + 0.03D(製造業) - 0.21D(情報通信業) - 0.08D(運輸業) + 0.31D(卸売・小売業) + 0.14D(不動産業) - 0.03D(飲食・宿泊業) - 0.07D(その他サービス業) *$ （備考）*：5%有意水準、補正R2=0.58</p>																									
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>上記「政策の達成目標」に同じ。</p>																									
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>コスト削減傾向の中、交際費の損金算入額は每期おおむね一定の利用実績がある。（上記「租税特別措置の適用実績」参照）</p> <p>我が国の経済情勢は、緩やかな回復基調が続いているものの、円安による輸入価格の上昇等により、中小企業の業況判断DIは▲18.7（平成27年4～6月）となっている。</p> <p>これらの状況から、引き続き本措置によって中小企業の経済活動の活性化を支援していくことが必要である。</p> <div data-bbox="603 1832 1283 2154" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>中小企業の業況判断DI推移 (前期比・季調済) (%)</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>第I期</th> <th>第II期</th> <th>第III期</th> <th>第IV期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年</td> <td>25.0</td> <td>23.0</td> <td>24.0</td> <td>24.0</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>22.0</td> <td>21.0</td> <td>22.0</td> <td>21.0</td> </tr> <tr> <td>平成26年</td> <td>18.0</td> <td>23.4</td> <td>21.0</td> <td>21.0</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>18.7</td> <td>21.0</td> <td>21.0</td> <td>21.0</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>（出典）「中小企業景況調査」（中小企業庁）</p>	年次	第I期	第II期	第III期	第IV期	平成24年	25.0	23.0	24.0	24.0	平成25年	22.0	21.0	22.0	21.0	平成26年	18.0	23.4	21.0	21.0	平成27年	18.7	21.0	21.0	21.0
年次	第I期	第II期	第III期	第IV期																						
平成24年	25.0	23.0	24.0	24.0																						
平成25年	22.0	21.0	22.0	21.0																						
平成26年	18.0	23.4	21.0	21.0																						
平成27年	18.7	21.0	21.0	21.0																						

参考) 最近の交際費課税における主な改正

	対象法人	損金算入限度額等
昭和 57 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円)
	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円)
平成 6 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円) × 90%
	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 90%
平成 10 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円) × 80%
	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 80%
平成 14 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 80%
平成 15 年度	資本金 1 億円超	全額損金不算入
	1 億円以下	定額控除 (400 万円) × 90%
平成 18 年度	全法人	一人当たり 5000 円以下の飲食費 (社内飲食費を除く) について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。
平成 21 年度 (経済危機対策)	資本金 1 億円超	全額損金不算入
	1 億円以下	定額控除 (600 万円) × 90%
平成 25 年度	資本金 1 億円超	全額損金不算入
	1 億円以下	定額控除 (800 万円) 定額控除限度額までの 10% の損金不算入措置を廃止
平成 26 年度	資本金 1 億円超	飲食費 50% まで損金算入
	1 億円以下	定額控除限度額 (800 万円) までの損金算入又は飲食費 50% まで損金算入の選択適用

これまでの要望経緯